

飯能市と地盤ネットホールディングス株式会社の連携に関する協定書

飯能市は、首都圏近郊に位置し首都圏からのアクセスが良好でありながらも、硬質な地盤で地震の揺れに強く、震災リスクが低い地理的特徴をいかして、移住定住の促進や企業誘致の推進について積極的に取り組んでいる。

また、地盤ネットホールディングス株式会社は、科学的根拠に基づいた地盤調査を専門にしており、本市の強固な地盤に大きな魅力を感じ本市に新たな拠点を設け、強固な地盤を特徴とした飯能市について積極的に情報発信し顧客サービスの向上を目指していくこととしている。

ついては、飯能市（以下「甲」という。）と地盤ネットホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携して強固な地盤を特徴とする飯能市のプロモーションを効果的に展開することで移住定住の促進、企業誘致の推進、安心・安全なまちづくりをより一層推進していくため、連携協定を締結することとする。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が互いに連携し、乙の地盤調査に関する先端技術、知識、ノウハウ等を活用して、飯能市のプロモーション、移住定住の促進、企業誘致の推進、安心・安全なまちづくりをより一層推進していくことを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携することとする。

- (1) 地震に強い（震災リスクが低い）まちのプロモーションに関すること
- (2) 移住定住の促進に関すること
- (3) 企業誘致の推進に関すること
- (4) 安心・安全なまちづくりに関すること
- (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 甲及び乙は、前項の事項について相互に情報交換及び意見交換に努め、連携して実施する事業の具体的な内容、実施方法及びその他必要な事項について協議することとし、必要に応じて別に覚書を締結することとする。

（誠実対応義務）

第3条 甲及び乙は、互いの立場を尊重し合い、誠意をもって積極的に連携することとする。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の一部について変更を申し出たときは、甲及び乙が協議の上、合意した事項について、協定書の変更を行うことができることとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙のいずれかから書面によって協定を終了する申出がない場合には、更に有効期間を1年間延長することとし、その後も同様に扱うこととする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、事業の実施にあたって知りえた相手方の機密情報について、相手方の承認を得ないで他に漏らすことがあってはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、その限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うこととする。

（その他定めのない事項等）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めることとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 3月 11日

甲 埼玉県飯能市大字双柳1番地の1
飯能市

飯能市長

大久保 務



乙 東京都新宿区新宿5-2-3 MRCビル4F
地盤ネットホールディングス株式会社

代表取締役

山本 瑛

